

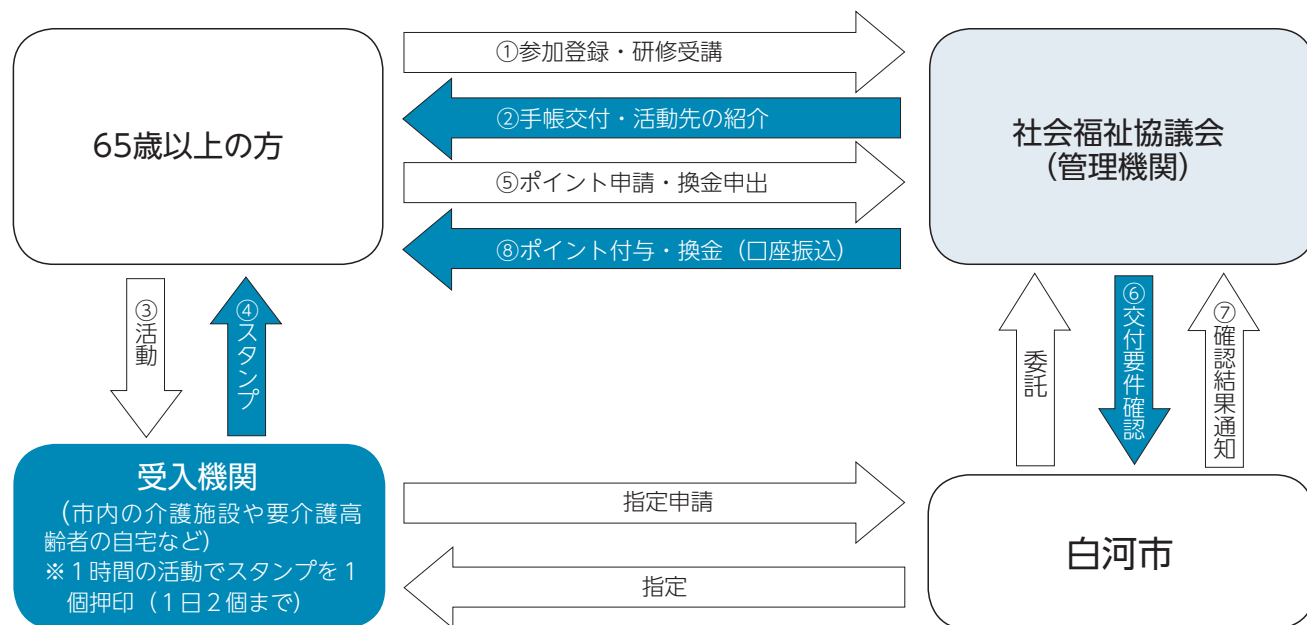
Q5 ポイントが貯まると良いことがあるの？

評価ポイントは申請により転換交付金に換金することができ、ポイントに応じた転換交付金が口座に振り込まれます。

※転換交付金の上限は5,000円です（介護保険料の未納や滞納があると振り込めません）。

スタンプ数	付与される評価ポイント	評価ポイント 転換交付金
10～19個	1,000ポイント	1,000円
20～29個	2,000ポイント	2,000円
30～39個	3,000ポイント	3,000円
40～49個	4,000ポイント	4,000円
50個以上	5,000ポイント	5,000円

■介護支援いきいき長寿ポイント事業の流れ



■申し込み・問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎1159

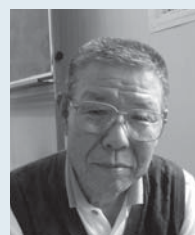
※申込者には、後日研修の案内をお知らせします。

まずは社会福祉協議会で参加登録を行うワッツ。



Interview

介護支援いきいき長寿ポイント事業についてどう思いますか？



中野正敏さん
(大信赤坂)

あかさかサロンでハーモニカを披露し、喜んでもらっているのが、自分の楽しみにもなっています。いきいき長寿ポイント事業に大いに賛同します。お金のことは二次で、地域に関わらずやってみたいです。自分自身でも外に出て行くことが楽しみになって、人との交流になればよいと思います。



三本木壽子さん
(久田野)

ボランティア活動を推奨することはよいことだと思います。高齢者の方は話し相手をしてほしい人が多いと思うので、話し相手は喜ばれるのではないのでしょうか。自分ができるちょっとしたことで、活動が楽しみになる人も出てくると思います。

「介護支援いきいき長寿ポイント事業」スタート

本市では、高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、新たな介護予防事業「介護支援いきいき長寿ポイント事業」を始めました。

今月号では、事業の詳細をお知らせします。

☎本庁舎高齢福祉課 ☎1111 内2722

■介護支援いきいき長寿ポイント事業とは

高齢者が、市内の介護施設や要介護高齢者の自宅などで介護支援活動を行うと、申請により活動実績に応じて評価ポイントが付与されます。評価ポイントは申し出によって「評価ポイント転換交付金」に換金することができ、最大5,000円が交付されます。

特別な資格がなくても参加できるワッツ。



Q1 どんな人が参加できるの？

市内に住民登録がある65歳以上の方で、この活動に興味があれば、だれでも参加できます。参加する

には社会福祉協議会（北中川原）で参加登録が必要になります。

Q2 参加登録について教えて！

社会福祉協議会で自分ができる活動等を記入し、登録します。その内容に応じて社会福祉協議会が、登録者に事業所等を紹介します。

※登録後、活動に関する研修を受け、誓約書を市に提出することで活動ができるようになります。また、長寿ポイント手帳は登録時に交付します。

Q3 介護支援活動はどこでどんな活動をするの？

市内の介護施設や要介護高齢者の自宅などで活動します。高齢者の自宅には、必ずホームヘルパーの方と一緒に訪問します。

活動内容は、お茶を飲みながらの話し相手、散歩の補助、洗濯物の整理、施設での行事運営補助や手伝いなど、特別な知識や技術はいらない簡単なものです。

また、特技を施設や事業所の行事などで披露することも活動の対象になります。

施設や事業所で行う活動	要介護高齢者等の自宅で行う活動
①レクリエーション等の指導、参加支援	①お茶出しや配膳・下膳などの補助
②お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助	②話し相手
③喫茶などの運営補助	③その他ホームヘルパーとともに軽微で補助的な活動（室内外の片付け、洗濯物の整理、シーツ交換など）
④散歩、外出、館内移動の補助	④その他軽微な支援
⑤行事などの手伝い	
⑥話し相手	
⑦その他施設職員とともに軽微で補助的な活動（洗濯物の整理、シーツ交換など）	
⑧その他軽微な支援	

Q4 ポイントについて教えて！

介護支援活動を行うと、登録時に交付した長寿ポイント手帳に、活動1時間につき1個のスタンプが押されます（最大1日2個まで）。申請すると押印されたスタンプ数に応じて、活動した次年度に評価ポ

イントが付与されます（最大5,000ポイント）。※評価ポイントは年度をまたいで繰り越すことはできません。換金の申請は年度ごとになります。また、他人にポイントを与えることもできません。